

貸付金の種類

令和5年4月1日現在

資金の種類	貸付対象			資金の内容	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間（以内）	利息
	母子	父子	寡婦					
事業開始資金	母	父	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,260,000 母子・父子福祉団体に対しては、 4,890,000	1年	7年	
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,630,000	6か月	7年	
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するための授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金（5年以内）	月額 68,000 (特別一括) 816,000 (運転免許) 460,000	1年	20年	
就職支度資金	母 児童	父 児童	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	105,000 (特別) 340,000	1年	6年	
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別) 2,000,000	6か月	6年 (特別) 7年	(保証人有) 無利子
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金	260,000	6か月	3年	(保証人無) 年1.0%
医療介護資金	母 児童	父 児童	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあてるための資金（介護分については、償還払いの際の一時立て替え経費を含む。）	医療 340,000 (特別) 480,000 介護 500,000	6か月	5年	
生活資金	母	父	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母（父）子家庭になって7年未満の生活安定期間中又は失業中（1年以内）の生活資金 ※家計急変（児童扶養手当受給相当額まで収入が減少）	技能(月額) 141,000 108,000 一般(月額) 生計中心者でない場合 70,000 家計急変 児童扶養手当に準拠した額の範囲内	6か月	技能 20年 医介 5年 母(父)子 8年 失業 5年 家計急変 10年	
結婚資金	児童	児童	子	婚姻するのに必要な資金	310,000	6か月	5年	
修学資金	児童	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校就学中の学資等に必要な資金	別表参照	6か月	20年	(原則 保証人有) 無利子
就学支度資金	児童	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校及び修業施設へ入学及び入所する際に必要な資金		6か月	(就学) 20年 (修業) 5年	
修業資金	児童	児童	子	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在生）	月額 68,000 (特別) 460,000	1年	6年	

1. 特別貸付の適用基準

- (1) 住宅資金 災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合
- (2) 医療介護資金 所得税非課税世帯
- (3) 技能習得資金 年度初め等に必要額が貸付限度額の月額を超える場合又は自動車運転免許取得の場合
- (4) 修業資金 高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合
- (5) 就職支度資金 通勤のために自動車が必要であると認められる場合

2. 加算

- 修学資金・修業資金 高等学校に就学中の児童が、18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、児童扶養手当相当額

※ 家計急変：児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給していない者で手当受給相当まで所得が急変した場合
 ※ 貸付けを受けている方が、母子家庭の母又は父子家庭の父あるいは寡婦でなくなった場合、貸付けを停止し、償還期間を変更することがあります。